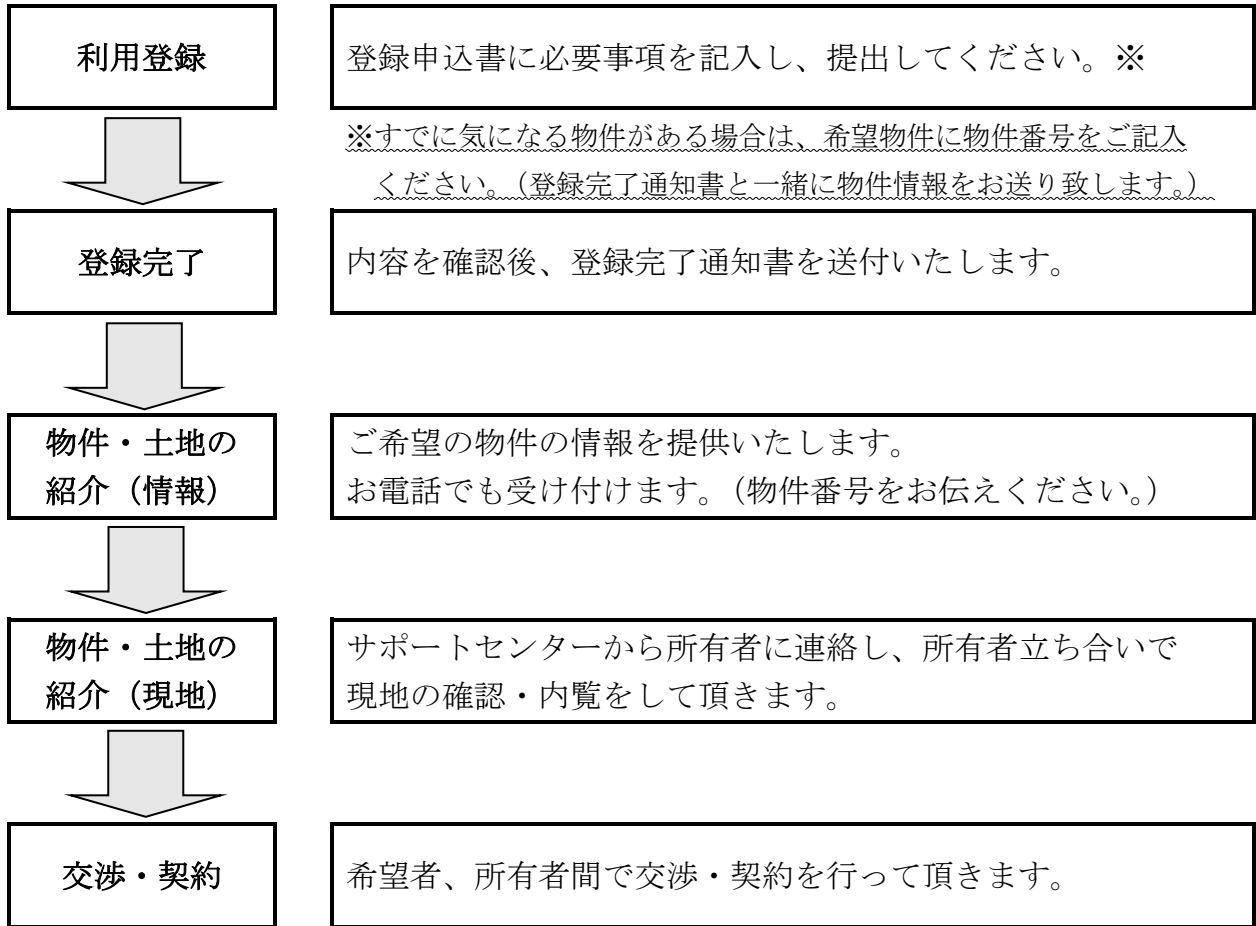


茂木町空き家情報バンクの利用の流れ



物件のお問い合わせは、もてぎ暮らしサポートセンターまでお気軽にご連絡ください。

☎ 0285-64-1310

開館：火曜日～土曜日(祝日を除く) 朝9:00～夕方16:00

※日・月・祝日は休館日です。

裏面もご参照ください

こんなに充実！！

茂木町の移住・定住支援制度

☞ 空き家を契約した方

空き家改修補助制度

空き家バンクを通して住宅（併用住宅含む）物件の改修等を行なう場合その費用の一部を補助します。

（改修：補助率1/2 上限50万円 町外から転入の子育て世帯上限100万円）

（家財処分：補助率1/2 上限10万円）

☞ 賃貸住宅を借りる方

民間賃貸住宅家賃補助制度

茂木町に転入してアパート等の賃貸住宅で生活をする方、結婚してアパート等で新生活を始める方に家賃の一部を3年間補助します。

（子育て世帯 最大2万円/月 家族世帯 最大1.5万円/月 単身世帯 最大0.7万円）

☞ 町営馬門団地に住む方

若者世帯移住定住促進事業補助金

茂木町に転入して町営団地馬門住宅（特定公共賃貸住宅）で生活をする方、結婚して新生活を始める方に家賃の一部を3年間補助します。

（子育て世帯 最大2万円/月 新婚世帯 最大1.5万円/月）

☞ 新築住宅を建てる方

新築住宅に係る固定資産税補助制度

町内で新築住宅を取得した方に、固定資産税相当額を補助します。

（最大10万円 3年間）

☞ 住宅ローンの契約をした方

住宅取得資金利子補給制度

町内の金融機関から住宅取得資金の融資を受けた場合、金利の一部を補助します。

（最大5万円 3年間）